

再発防止策に係る滋賀県の取組状況

| 前回の検証委員会報告書において提案された再発防止策の項目 報告書記載の項目 各項目で具体的に記述された事項 | 県の対応 | 資料番号 |
|---|--|---|
| I 職員の意識の研鑽 | | |
| ・客観的な情報に基づく事業者の評価 ・環境配慮に対する高い規範意識の保持 ・違反行為の兆候の察知を可能とする感覚の研鑽 ・違反の兆候を把握し、迅速的確な対応を可能にする職員研修の充実 | ① 告示形式での要綱の制定による、産業廃棄物に係る事業者対応の基本的な方針の明確化 滋賀県告示の形式により『滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱』を策定 ② 職員の研修 ア 産業廃棄物アカデミーへの参加 職員を、環境省環境調査研修所の開催する合宿研修である「産業廃棄物対策研修」に毎年参加させ、不適正事案の未然防止や対応のありかたについて、技術的専門知識や各地の事例の知識の習得を図っている。 イ 九州環境技術創造道場への参加 職員を、廃棄物問題の実務的な専門家育成を目標として少人数での研究・交流を行う「九州環境技術創造道場」に参加させ、最終処分場管理等の専門知識を習得させるとともに、専門家ネットワークへの参加を進めている。 ウ 本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催 「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」を毎月開催して、本庁と地方機関の廃棄物行政担当者間で具体的課題の検討、意見交換等を実施している。 エ 近畿ブロック研修会の持ち回り開催、参加 職員に、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に参加させるほか、持ち回りで開催させ、意識の醸成と事例の調査研究、情報の交換を実施している。 オ 本庁地方機関間での研修会の開催 環境関連部局の本庁と地方機関が参加して年4回開催している「環境担当職員実務研修」において、平成21年度から、年1回ないし2回、廃棄物関係の規制を研修テーマに盛り込むこととしている。これにより、廃棄物行政に関与できる職員の裾野を広げるほか、講師となる担当職員について意識の醸成と知識の確認を促している。 カ 外部研修への講師としての出席 職員に、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの主催する研修会の講師を毎年務めさせ、意識の醸成と知識の確認を図っている。 ③ 環境分野を専門とする職員の拡充 平成19年度から、職員の採用区分に「環境行政職」を新設し、産業廃棄物行政分野にも配置している。 | p1-16 p17 p21-25 p18 p19 p18 p20 p50 |
| II 指導監督体制の強化 | | |
| 1 指導監督権限の適正な行使 | | |
| (1) 継続的で効果的な監視手法 | | |
| 疑義のある行為や住民からの通報等に際し、早期発見・早期対応のため、立入検査・報告徴収を適切・厳正に行うとともに、 日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を把握し、立入調査を実施すること | ① 立入検査の年度計画等の策定 「適正処理推進要綱」において、立入重点項目等を定めた『産業廃棄物処理施設等立入検査方針』を毎年策定し、立入検査を計画的に実施している。(要綱第14条①) ② 年間目標立入検査率100%の設定 『産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領』において、対象施設に年1回以上立入検査を行うことを原則とする旨規定している。(要領第4条) 毎年度の「立入検査方針」において、産業廃棄物処理施設等に対する立入検査実施率の目標を100%に設定し、この目標を達成している。 ③ 住民通報等に際しての立入検査等の規定 「適正処理推進要綱」、「立入検査実施要領」において、関係機関、住民等から苦情や違反行為の情報提供があった場合に調査を実施し、必要に応じ立入検査を実施する旨規定している。(要綱第14条③) ④ 法18条報告の徴収 廃掃法18条に基づく報告徴収を、必要に応じて実施している。 ⑤ 産廃処理実績報告書等の定期の提出の明文化 「適正処理推進要綱」において、産業廃棄物の処理実績等を毎年知事に報告すべき旨規定している。(要綱第13条②) ⑥ スカイパトロールの実施 県および県警のヘリを利用した空中監視により、重点監視対象の最終処分場の埋立状況を時系列的に把握するとともに、地上からでは把握しにくい区域外埋立て等の監視を実施している。 ⑦ 路上抜き打ち検問の実施 路上検問による manifests 等の抜き打ち調査を実施している。 ⑧ 休日を含む監視の実施 [不法投棄対策が主] 「不法投棄監視指導員」(非常勤嘱託)による休日を含む監視を実施している。 | p26-29 p26 p30 p6 p31 p31-32 |
| (2) マニュアルの整備 | | |
| ① 統一かつ公正な指導のための具体的な行政指導マニュアルの整備 | ① 立入検査に係るマニュアルの作成 「適正処理推進要綱」の制定に併せて、立入検査の方法等を具体的に規定した『産業廃棄物処理業者等に対する立入検査実施要領』を策定している。 ② 立入検査票の設定 「適正処理推進要綱」、「立入検査要領」に基づき、立入検査の水準を保ち、統一した指導を図るため、県で統一して定めた立入検査票を作成、使用している。(要綱第14条④(2)) これを継続して使用することにより、前年度の改善点の状況を確認している。 | p33-38 p39-46 |
| ② 公正で厳格な行政処分の適切なタイミングでの行使のための行政処分等マニュアルの整備 | ① 処分基準の策定 「適正処理推進要綱」に基づき、列挙した処分(許可等の取消し、業務停止命令等)について、行政手続法上の処分基準として処分の基準を定めている。(要綱第15条) ② 内規による処分の段階の設定・処分に係る具体の基準の設定 『産業廃棄物処理業者等行政指導内規』を定め、違反等のケースに応じた指導あるいは処分の内容を規定している。 また、違反行為に対しては徒に指導を繰り返すことのないよう、行政処分を躊躇なく発する方針を明示している。 | p47-49 別冊 |
| ③ ①および②のマニュアルの事業者への周知 | ① 処分基準、要綱の公表 処分基準をインターネット上および各機関で公表している。 「適正処理推進要綱」をインターネット上で公表し、告示として県公報により公示している。 ② 各種申請書の様式等の公表 許可申請に係る申請書記載事項等の様式をインターネット上で公表している。 | |

| | | |
|---|--|--------|
| 2 必要な情報の整備 | | |
| 苦情対応、行政指導、行政処分等の経過等の事業者毎の記録整備ならびに当該情報の共有および引継ぎ 処分に係る意志決定過程の記録文書の保存 | ① 文書による行政指導の原則 「適正処理推進要綱」、「産業廃棄物処理業者等行政指導内規」において、行政指導は文書（確認票、指導票）により行う旨規定している。（要綱第14条⑤） | p7 |
| | ② 指導結果の記録、保存の原則 「適正処理推進要綱」において、行政指導の結果を記録し、保存する旨規定している。（要綱第14条⑤） | p7 |
| | ③ 立入結果や指導内容の作成、保管、定期点検等の方法の定め 「立入検査要領」において、立入検査の結果報告書の作成および提出、時系列で経過を確認できるファイルの作成、行政指導の内容の記載および継続監視、結果報告書の定期的な点検および改善不十分な場合の行政処分の検討について規定（要領第5(9)） | p37 |
| | ④ 指導等の事後確認のための立入検査 「立入検査要領」において、行政処分や改善指導を行った場合の事後確認のため適宜立入検査をすべき旨規定（要領第4③(1)） | p34 |
| 3 執行体制の充実 | | |
| 関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝に適性のある人員の適正配置 | ① 専門的職員の増員 平成19年度には県職員の試験区分として新たに環境行政職を設置し、廃棄物行政分野にも一部を配置している。 化学職と環境行政職の配置を、本庁・地方機関ともに増強している。 土木職も本庁において増強している。 | p50 |
| | ② その他の職員の実質的強化 一般行政部門の県職員は近年一貫して減少している一方で、産廃業務関連部署の職員数は、地方機関に事務権限の一部が委譲された平成13年以降、ほぼ毎年増員し、体制強化を図っている。 特に、平21の天津市の中核市移行後、対象事業所数は減少したものの、それと連動した人員減を行わず、監視指導に必要な人員の配置に努めている。 | |
| | ③ 本庁による施設関係の一元的監視指導 平21年度の天津市の中核市移行に伴う組織の見直しにおいて、監視指導対象施設の所管を、それまでの地域による所管分けから変更している。 最終処分場および焼却施設の施設関係の許可は本庁が所管することとし、処分業関係の許可事務は地方機関が所管することとするともに、これらへの立入検査は共同して行うこととすることで、施設について、より専門的、横断的な観点からの監視等が行える体制に転換している。 | p18 |
| | ④ 処理施設の新規・変更許可時のアセス結果の審査体制拡充 産廃処理施設の新規許可・変更許可の際に提出されるアセス結果の評価にあたり、本庁および各地方機関の監視指導担当者が会合して審査する連絡会議（前出の「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」）を設置 | p18 |
| | ⑤ 職員の専門的能力向上のための研修の実施 I ①に掲げた研修の実施、受講等による職員の専門的知見の向上 | |
| | ⑥ 非常勤嘱託職員の配置 【不法投棄対策が主】 「不法投棄監視指導員」（非常勤嘱託）を設置し、本庁2名、各地方機関1名を配置 | |
| | ⑦ 委託事業による体制整備 【不法投棄対策が主】 警備会社への委託により、夜間・休日のパトロールの実施体制を整備 | |
| | | |
| III 住民との連携強化 | | |
| (1) 積極的な情報の公開 | ① 立入検査結果概要の公表 「適正処理推進要綱」において、県の立入検査結果の概要を公表する旨規定し、環境白書等で公表している。（第16条） | p51-55 |
| (2) (不安解消のための) 県の対応についての説明責任 | ① 処分基準の公表 「適正処理推進要綱」で、列挙した処分（許可等の取消し、業務停止命令等）について、行政手続法上の処分基準として処分の基準を定めて公表する旨規定（要綱第15条） | p47 |
| | ② 行政処分の事実の公表 行政処分を行った場合、適宜、処分の内容を記者発表や県ホームページで公表している。 | |
| (3) 住民からの苦情や情報を把握、評価し適切な対応を行うことによる住民との信頼醸成 | ③ 一定の施設変更時の説明会開催等の指導 「適正処理推進要綱」で、既に許可を得た者が一定の変更をする場合に、計画の作成と審査、説明会の開催とその議事録の作成等、新規設置に準じた手続を執るよう規定（第5～7条） | p3-4 |
| | ① 住民からの情報に基づく立入検査の実施 「適正処理推進要綱」で、関係機関、住民等から情報提供があった場合に調査を実施し、必要に応じ立入検査を実施する旨規定している。（要綱第14条③） | p6 |
| (4) 住民から積極的に情報を収集し不適正処分の未然防止・早期発見につなげるための住民との連携 | ① 不法投棄対策での事業者との通報協力の協定 郵便局等、12の事業者との間での通報協力に係る協定の締結している。 | p56-57 |
| | ② 不法投棄対策での「地域協同原状回復事業」の実施 責任者不明の廃棄物についての、地域住民、業界団体、県等が共同して行う撤去事業を、県内45団体と協力して実施している。 | p58-62 |
| | ③ 専用通報電話の設置 【不法投棄対策が主】 「不法投棄110番」と呼ぶ無料電話を設置している。 | p63 |
| (5) 現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進 | ① 本庁と地方機関間での研修会の開催 前出「県産業廃棄物処理施設生活環境影響調査連絡会」の開催 | p18 |
| | ② 天津市との間での意見交換会 天津市への権限委譲に伴い職員を派遣し、支援するとともに情報を共有した。 また、天津市との間で「産業廃棄物の処理に関する情報交換会」を開催し、意見交換を図っている。 | |
| | ③ 本庁と地方機関間での担当者会議の開催 【不法投棄対策が主】 産廃物担当の本庁と地方機関を対象に不法投棄担当者会議を年4回開催することで、本庁、地方機関相互間での課題の共有、情報交換等を行っている。 | |
| | ④ 地方機関単位での地域との連携 【不法投棄対策が主】 各地方機関単位で、市町や住民段階も参加する「地域ごみ対策会議」を設置し、ここで産廃物の不法投棄等もとりあげている。 | |